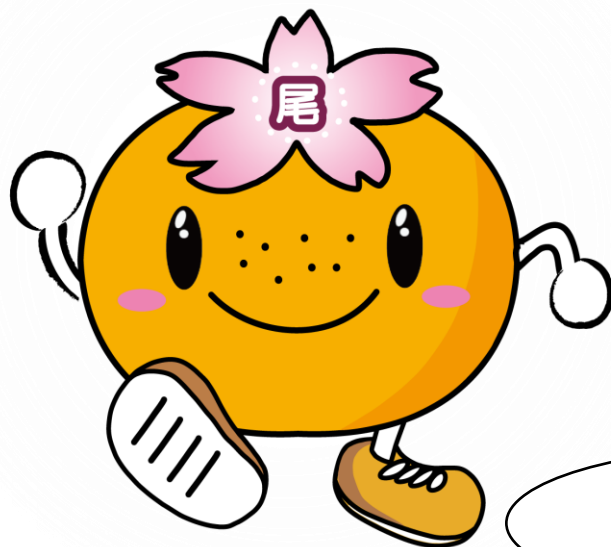


放課後等デイサービス 尾道市事業所ガイド



おのみちい
健康おのみち21 キャラクター

令和2年7月版

尾道市地域自立支援協議会児童部会

目 次

○放課後等デイサービスとは、サービス利用までの流れ

○事業所マップ

【事業所紹介】	ページ
☐YOUK Iチャイルドアカデミー尾道	1
☐児童発達支援センターあいあい	2
☐放課後等デイサービスかがやき三成	3
☐放課後等デイサービスひかり	4
☐放課後等デイサービス第3あづみ園	5
☐障害者生活支援センターあおぎり	6
☐尾道発達相談・療育支援センターあづみ園放課後等デイサービス	7
☐放課後等デイサービスあい・ぽーと	8
☐放課後等デイサービスぱらそる	9
☐児童発達支援事業所ひまわり	10
☐放課後等デイサービス高須あづみ	11
☐障がい者サポートセンターあおぎり	12
☐障害児通所支援事業所ゆうあい	13
☐社会参加準備型こどもアシスト リンク	14
☐YOUK Iチャイルドアカデミー向島	15
☐児童発達支援センター向島あづみ	16
☐放課後等デイサービスハーモニー	17

放課後等デイサービスとは

障害のある子どもたちの放課後や長期休暇中（夏休みなど）に、日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を継続的に行う療育の場です。子どもたちの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

《対象》学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童
《利用料》世帯の所得に応じた負担があります。

サービス利用までの流れ

① 相談 市役所や各支所、尾道市障害者サポートセンターはな・はな、または現在ご利用の相談支援事業所へ相談してください。



② 見学 利用を希望する事業所の見学を行います。



③ 申請 市役所社会福祉課や各支所、因島福祉課に申請してください。申請は印鑑、療育が必要と判断できるもの（例：障害手帳、医師意見書等）が必要です。窓口でサービス利用の意向調査があります。



④ 計画作成 相談支援事業所にサービス等利用計画（案）の作成を依頼します。相談支援専門員が現在の様子などを聴き取り、サービス等利用計画を作成します。



⑤ 支給決定 サービス等利用計画（案）や医師の意見書、申請者の状況などをもとに尾道市が支給量を決定します。決定後、尾道市から「通所受給者証」が送付されます。



⑥ 事業所との利用契約 サービスを利用する事業者と契約を結びます。



⑦ 利用開始 相談支援専門員が定期的にモニタリングを実施します。